

千早赤阪村村制施行 70 周年記念事業補助金交付要綱をここに公布する。

令和 8 年 4 月 8 日

千早赤阪村長 菊井 佳宏

千早赤阪村要綱第 27 号

千早赤阪村村制施行 70 周年記念事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、千早赤阪村村制施行 70 周年を記念し、村民自ら主体的に企画及び実施する事業の開催に要する経費に対し予算の範囲内において交付する千早赤阪村村制施行 70 周年記念事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、千早赤阪村補助金交付規則（平成 17 年千早赤阪村規則第 3 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類)

第 2 条 補助金の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 主に村内全域の村民を対象とする事業 千早赤阪村村制施行 70 周年記念事業補助金（全域分）（以下「補助金（全域分）」という。）
- (2) 主に地域住民を対象とする事業 千早赤阪村村制施行 70 周年記念事業補助金（地域分）（以下「補助金（地域分）」という。）

(補助対象団体)

第 3 条 補助金の対象となるのは、村民自主企画事業の募集に応募した団体（以下「団体」という。）とし、次の各号の全てに該当しなければならない。ただし、政治、宗教又は営利を目的とした団体は、補助対象団体としない。

- (1) 村内に在住、在勤又は在学の 10 人以上の者で構成されていること。
- (2) 構成員の 2 分の 1 以上が、村内在住者であること。
- (3) 代表者が、成人であり、村内在住者であること。

(補助対象事業)

第 4 条 交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の全てに該当するもののうち、村長が別に定める千早赤阪村村制施行 70 周年記念事業補助金審査会（以下「審査会」という。）により採択された事業をいう。

- (1) 千早赤阪村村制施行 70 周年を記念して、村内で実施される新規事業又は、千早赤阪村村制施行 70 周年記念事業として、大幅に変更及び拡充

される既存事業

- (2) 誰もが参加できるものであること、又は一般に公開するもの
- (3) 令和9年2月26日までに実施されるもの
- (4) 政治活動、宗教活動又は営利目的でないこと。
- (5) 第三者が所有する著作権その他知的所有権を侵害するものでないこと。

(補助対象事業の趣旨)

第5条 補助対象事業の趣旨は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

- (1) 千早赤阪村村制施行70周年の節目を迎えたことを村民と一緒に祝い、楽しめる場とするもの
- (2) 歴史や文化、郷土を改めて見つめ直し、本村らしさを再発見することで、郷土に対する認識を新たにしてもらうもの
- (3) 夢があり、千早赤阪村村制施行70周年記念事業として、話題性、オリジナル性、将来性があるもの
- (4) 70年を振り返るとともに、将来に向けた新たなまちづくりについて考えるもの

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、ソフト事業を対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助対象外経費とする。

- (1) 団体の経常的な運営費
- (2) 食糧費
- (3) 備品購入費
- (4) 団体の事務所等の維持管理費
- (5) 団体の構成員に対する人件費
- (6) 団体が支払ったことを明確に確認できない経費

(交付の回数及び補助金の額)

第7条 補助金の交付の回数は、1団体につき1回を限度とする。

2 1団体につき補助金（全域分）及び補助金（地域分）の両方を申請できない。

3 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ交付する。ただし、当該事業に関し、国、府又は公的団体から補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等を控除した残りの額を補助対象経費とする。

(1) 補助金（全域分） 補助対象経費に対して 150 万円を上限とする。

(2) 補助金（地域分） 補助対象経費に対して 30 万円を上限とする。

（交付の申請）

第 8 条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、村長が別に定める日までに千早赤阪村村制施行 70 周年記念事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、村長に申請しなければならない。

(1) 千早赤阪村村制施行 70 周年記念事業実施計画書（様式第 2 号）

(2) 収支予算書

(3) 団体の構成員名簿（住所記載のもの）

(4) 申請者の規約等の写し

(5) 見積書の写し又は積算の基礎となる資料

(6) 暴力団排除に関する誓約書（様式第 3 号）

(7) その他村長が必要と認めるもの

（交付の決定）

第 9 条 村長は、前条の申請があったときは、審査会において内容を審査のうえ、当該補助金の交付が適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、千早赤阪村村制施行 70 周年記念事業補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により速やかに当該申請者（以下「補助対象者」という。）に通知するものとする。この場合において、村長は補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

2 前項の審査の内容は、村長が別に定める。

3 村長は、第 1 項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、千早赤阪村村制施行 70 周年記念事業補助金不交付決定通知書（様式第 5 号）により当該申請者に通知するものとする。

（内容の変更等）

第 10 条 補助対象者は、補助対象事業の内容を変更又は中止しようとするときは、千早赤阪村村制施行 70 周年記念事業補助金事業計画変更（中止）承認

申請書（様式第 6 号）に当該変更に係る第 8 条第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる書類を添えて村長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助対象者の補助対象事業の内容の変更又は中止について承認する場合は、千早赤阪村村制施行 70 周年記念事業補助金事業計画変更（中止）承認通知書（様式第 7 号）を補助対象者に通知するものとする。この場合において、村長は当該補助金の交付について、条件を付することができる。

3 村長は、前項の審査の結果、補助対象者の補助対象事業の内容の変更又は中止について承認しない場合は、千早赤阪村村制施行 70 周年記念事業補助金事業計画変更（中止）不承認通知書（様式第 8 号）を補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第 11 条 補助対象者が補助対象事業を完了したときは、補助対象事業完了後 30 日以内又は令和 9 年 3 月 25 日のいずれか早い日までに千早赤阪村村制施行 70 周年記念事業補助金実績報告書（様式第 9 号）に次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業に係る契約書又は支払を証する書類の写し
- (3) 実施状況写真
- (4) その他参考となる資料

2 前項第 2 号に掲げる書類は、担当職員による原本確認を受けなければならない。

（補助金の額の確定）

第 12 条 村長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査のうえ、交付すべき額を確定し、千早赤阪村村制施行 70 周年記念事業補助金交付額確定通知書（様式第 10 号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 13 条 前条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた補助対象者は、千早赤阪村村制施行 70 周年記念事業補助金交付請求書（様式第 11 号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による補助金の請求を受けたときは、補助金を交付す

るものとする。ただし、村長は、事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、第9条に規定する補助金の交付を決定した額の全部又は一部を概算払により交付するものとする。この場合において、村長に提出する請求書は、千早赤阪村村制施行70周年記念事業補助金概算払請求書（様式第12号）とする。

（交付決定の取消し）

第14条 村長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、千早赤阪村村制施行70周年記念事業補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により、当該補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外に使用したとき。
- (3) その他村長が不相当と認める理由があるとき。

2 村長は、前項の規定による補助金の交付決定を取り消した場合は補助対象者に対して期限を定めて、千早赤阪村村制施行70周年記念事業補助金返還命令書（様式第14号）により補助金の返還を命ずることができる。

3 前項の通知を受けた補助対象者は、補助金を返還しなければならない。

（暴力団等の排除）

第15条 この要綱の規定にかかわらず、補助対象団体に次の各号のいずれかに該当する者が含まれると認められるときは、補助金の補助対象団体としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は千早赤阪村暴力団排除条例（平成25年千早赤阪村条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者であると認められる者
- (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (3) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められる者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認

められる者

(5) 補助対象者が当該事業の施工に関する契約にあたり、その相手方が、第1号から第4号までに規定する者であると知りながら、契約を締結したと認められる者

(6) 補助対象者が、第1号から第4号までのいずれかに該当する者を、当該事業の施工に関する契約の相手方としていた場合に、本村が補助対象者に対して当該契約の解除を求め、これに従わない者

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日を限り、その効力を失う。